

平成十九年二月六日受領
答 弁 第 八 号

内閣衆質一六六第八号

平成十九年二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の資料請求に対する外務省の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の資料請求に対する外務省の対応に関する質問に対する答弁書

一について

外務省は、平成十九年一月二十四日、鈴木宗男衆議院議員の要求を受けて、御指摘の記述を含む文書を同議員に対して送付した。

二及び三について

御指摘の「文書」は、欧州局ロシア課が関連部局との調整を行った上で、鈴木宗男衆議院議員からの要求に対する外務省の回答として作成した。同課課長の氏名は、松田邦紀である。

四及び六について

外務省では、国会議員から必要な資料の要求があった場合には、これに可能な限り協力すべきものであるが、相当の理由がある場合には、判断の上、要求に応じないことも許されるものと考えている。御指摘の「文書」は、この旨を述べたものであって、外務省として適切なものと考えている。

五について

外務省においては、国会議員に対する資料の提供を差し控えたすべての事案を網羅した資料は作成して

いない。